成年後見制度活用検討シート

８． 後見等開始の審判の申立て

「本人と成年後見人をふたりぼっちにしないよう」チーム支援のスタンバイ！

①下記の項目について、該当する欄に✓を入れてみましょう

「検討シート」を使うと、

その方にあった支援が

分かります

②✓がどこに入りましたか？

**「〇」にチェックが入る場合**

成年後見（法定後見）、

日常生活自立支援事業

以外の支援を検討してください

対象者に応じた相談窓口へ

ご相談ください

【⑤「権利擁護支援に関する相談先」へ】

**「☆」だけにチェックが入る場合**

　　日常生活自立支援事業でも

対応可能と考えられます

川西市社会福祉協議会

権利擁護支援担当

（072-759-5200）へ

ご相談ください

ひとりで判断せずに・・・

福祉職のみなさんは主治医の、

医師のみなさんは福祉職の、

意見を聞いてください

**「□」にもチェックが入る場合**

 成年後見制度（法定後見）の

活用を検討してください

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 該当する欄に**「✓」** |
| **〇** | **☆** | **□** |
| **１． 判断能力** |
| ①何らかの認知症、知的障害、精神障害を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している　　　　　　　　　　＜補助相当＞ |  |  |  |
| ②日常生活に支障をきたすような症状・行動、意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる　　＜保佐相当＞ |  |  |  |
| ③日常生活に支障をきたすような症状・行動、意思疎通の困難さが、ときどき見られ介護を必要とする（知的障害の場合はA判定）　＜後見相当＞ |  |  |  |
| ④認知症や知的障害、精神障害が無く、手続きや契約の内容を理解し、判断はできるが、身体的な事由により単独でそれらの行為ができない |  |  |  |
| **２． 財産管理** |
| ①日常的な金銭管理に支援が必要 |  |  |  |
| ②通帳や印鑑の保全が必要 |  |  |  |
| ③年金・手当などの受け取り手続きが必要 |  |  |  |
| ④生命保険などの請求の手続きが必要 |  |  |  |
| ⑤税金の申告が必要 |  |  |  |
| ⑥賃貸借契約の手続きが必要 |  |  |  |
| ⑦高額な買い物をしたり、消費者被害に遭ったことがあり、支援が必要 |  |  |  |
| ⑧不動産処分や定期預金の解約手続きなどが必要 |  |  |  |
| ⑨借金をしたり、他人の保証人になったりしてしまうので支援が必要 |  |  |  |
| ⑩借金の整理、ローンの返済が必要 |  |  |  |
| ⑪遺産相続の手続きが必要 |  |  |  |
| ⑫裁判所の手続きが必要 |  |  |  |
| **３． 身上保護**  |
| ①福祉サービスの内容が理解でき、支援すれば本人が契約できる |  |  |  |
| ②福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要 |  |  |  |



**判断に迷う場合は**

川西市成年後見支援センター

“かけはし”へ、ご相談待ってます

